

群馬大学医学部附属病院内科診療センター運営委員会内規

平成27. 4. 1 制定

改正 平成30. 4. 1 令和 5.7.4

令和 6. 4.23 令和 7.4.1

令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 群馬大学医学部附属病院内科診療センター規程第5条第2項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院内科診療センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、群馬大学医学部附属病院内科診療センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) センター各診療科長

(3) 病院長が指名する病院長補佐

(4) 臨床主任会議から選出された診療科長（センター各診療科長を除く。） 若干人

(5) 看護部長

(6) 医療支援課から選出した者 若干人

(7) その他センター長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第4号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、第3条第2号の者の中から病院長が指名した者がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、センターの管理運営に関する具体的な事項を検討するため、専門委員会を置くことができる。

(報 告)

第9条 委員長は、委員会の審議結果を病院長に報告する。

(事 務)

第10条 委員会の事務は、医療支援課において処理する。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

(雑 則)

第12条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。